国分寺市公開型GIS及び統合型GIS等導入・運用保守業務委託に 係る公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月25日

国 分 寺 市

【事務局】

国分寺市まちづくり部まちづくり計画課

担当:小川·伊東

住所:〒185-8501 東京都国分寺市泉町 2-2-18

電話:042-312-8664 (直通)

E-mail:machikeikaku@city.kokubunji.tokyo.jp

1 業務の概要

(1) 件名

国分寺市公開型GIS及び統合型GIS等導入・運用保守業務委託

(2) 事業目的

本業務は、地図データに紐づく行政情報をインターネットから取得可能とする公開型GISを導入することで、市民及び事業者等が、窓口に来庁することなく、いつでも入手できる「行かない窓口」を実現するとともに、公開型GISの基盤となる地図情報の作成・更新及び庁内共有を行う統合型GISについて、情報量や即時性を現行システムから拡充し、窓口や電話問合せに要する時間を短縮する「待たない窓口」を実現することを目的とする。

あわせて、システムを従来のオンプレミス型からサービス利用型に見直すことでシステム管理の最適化を図るものである。

(3) 業務内容

詳細は別添「仕様書」を参照。

(4) 履行期間

① 本システムの初期構築作業

契約締結日の翌日から本稼働開始日まで

※なお、本稼働は令和8年3月下旬までに開始するものとし、テスト期間を令和8年1月1日から本稼働の開始日まで見込むものとする。

② 本システムの提供

本稼働の開始日から令和13年3月31日まで

③ システムの運用保守

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

※システム導入年度(令和7年度)のシステム運用・保守については、①本システムの初期構築作業の一部として実施し、本稼働開始日から令和8年3月31日まで行うこと。

なお、委託業務を継続することが適当でないと認められるときは、契約書に 基づき、契約を解除することがある。

(5) 履行場所

市の指定する場所

(6) 現状の課題等

本市では、これまで道路、下水道、まちづくり等の一部業務において統合型GISを導入し、窓口業務や台帳管理業務等の改善を図ってきたが、これらの情報は、庁内専用端末でのみ利用可能であり、「行かない窓口」を実現する公開型GISについては、導入実績がない。

また、統合型GISについては、搭載されている情報が限られており、「行かない窓口」の実現のためには情報の拡充と、それらを所管する部門との調整が必要となる。

加えて現在は、庁内サーバーにより運用を行っており、今後はシステム管理の 最適化のため、外部サーバーでの運用が求められる。

(7) 委託料上限額

181,885 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

【内訳】 令和7年度 82,830千円

令和8年度 19,811千円

令和9年度 19,811千円

令和 10 年度 19,811 千円

令和 11 年度 19,811 千円

令和 12 年度 19,811 千円

ただし、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案は上記委託料上限額を超えてはならない。

(8) 実施方法

公募型プロポーザル方式

2 プロポーザルの概要 (スケジュール等)

(1) スケジュール

事業者選定スケジュールは以下のとおり (予定)。

	項目	期間等
1	①プロポーザル方式等の実施の公表	令和7年4月25日(金)から
	②企画提案参加意思表明書の提出	令和7年5月16日(金)午後5時まで
2	質問受付	令和7年4月25日(金)から
		令和7年5月16日(金)午後5時まで
3	質問回答	令和7年5月21日(水)午後5時まで

4	参加申込書・企画提案書等受付	令和7年5月21日(水)から
		令和7年5月30日(金)午後5時まで
5	第一次審査 (書類審査)	令和7年6月12日(木)
6	第一次審査結果通知	令和7年6月16日(月)
*	事業者説明補足資料の提出	令和7年6月17日(火)から
		令和7年6月23日(月)午後5時まで
7	第二次審査 (プレゼンテーション)	令和7年6月24日(火)
8	第二次審査結果通知	令和7年6月26日(木)
9	優先交渉権者との協議(提案内容に基づ	令和7年7月3日(木)まで
	く仕様書最終調整)	
10	契約締結	令和7年7月18日(金)

事業スケジュールは以下のとおり (予定)。

	項目	期間等
1	システムの初期構築	契約締結日の翌日~本稼働開始日(令
		和8年3月下旬まで)
2	テスト	令和8年1月1日~本稼働開始日(令
		和8年3月下旬まで)
3	システムの提供及び運用保守	本稼働開始日から令和13年3月31日ま
		で
		※システム導入年度(令和7年度)のシ
		ステム運用・保守については、システム
		の初期構築作業の一部として実施

3 公募方法

(1) 公募方法

国分寺市ホームページ、電子調達サービス

(2) 募集期間

令和7年4月25日(金)から令和7年5月16日(金)午後5時まで

4 参加資格・参加申込

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、本実施要領及び仕様書等を理解した上で、以下の全ての要件を満たす者とする。

なお、企画提案参加意思表明書の提出後に参加資格を満たさなくなった場合は、

失格とする場合がある。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- ② 企画提案書等の資料の提出時点で国分寺市競争入札等参加資格者指名停止措置基準(平成12年要綱第7号)に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- ③ 客観的に明らかに経営不振の状態に陥ったと認められる下記ア〜オのいずれ にも該当しないこと。
 - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続 開始の申立てがなされている。
 - イ 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条第 1 項に基づき再生手続 開始の申立てがなされている。
 - ウ 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続開始の申立てがなされている又は破産手続中である。
 - エ 会社法 (平成 17 年法律第 86 号) に基づく特別清算開始の申立てがなされている者。
 - オ 銀行取引停止処分がなされている。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例(平成24年条例第21号)第2条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑤ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑥ 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、情報セキュリティ等について十分な管理能力を有していること。具体的には、以下のア、イ、ウの全ての認証を企画提案参加申込書の提出時に取得していること。
 - ア IS09001 (品質マネジメントシステム)
 - イ ISO/IEC27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)
 - ウ JISQ15001 (プライバシーマーク)
- ⑦ 「デジタル地方創生サービスカタログ (2024 年冬版)、P12、地理情報システム (GIS) の活用、公開型GIS」に掲載されているサービスで公開型GISを実装できること。
- ⑧ 「仕様書別紙3国分寺市公開型GIS要求仕様(モデル仕様書)」の必須機能に「○」が示されている機能を全て満たす公開型GISを実装できること。
- ⑨ 平成27年度から令和6年度の間に地方公共団体の公開型GIS又は統合型GIS導入業務について受託し、完了した実績があること。
- (2) 配置予定技術者の要件

本件で配置を予定する技術者等の条件は、次のとおりとする。

- ① 管理技術者又は照査技術者には平成27年度から令和6年度の間に、地方公共団体の公開型GIS又は統合型GIS導入業務に係る実績のある技術者を配置すること。
- ② 配置予定技術者は受託者と直接かつ恒常的な雇用契約を結んでいること。

(3) 制限事項

応募者1者につき複数の提案は認めない。

5 企画提案参加意思表明書の提出

プロポーザルに参加表明しようとする者は、下記のとおり「企画提案参加意思表明書」(様式第1号)を提出すること。

- (1) 提出方法 下記提出期限までに原本を直接又は郵送で提出すること。
- (2) 提出場所 国分寺市まちづくり部まちづくり計画課
 - ※持参する場合は、必ず事前に電話すること。
 - ※郵送する場合は、書留郵便とし、令和7年5月16日(金)まで の消印となるよう発送すること。併せて、電話等により事務局へ 送付した旨の連絡を入れること。
- (3) 提出期限 令和7年5月16日(金)午後5時まで

受付時間: 土日祝日を除く午前8時30分から正午及び午後1時か ら午後5時まで

6 企画提案参加申込書等の提出

企画提案をしようとする者は、参加表明をした上で以下のとおり企画提案参加申込 書等を作成し、提出しなければならない。

(1) 提出書類

企画提案参加申込書を提出する者は、次に掲げる書類等に必要事項を記入し、原本を提出すること。なお、「電子媒体」欄で「○」としている資料は、あわせて CD-R に格納して提出するものとする。(CD-R に格納するデータは改ざんできない PDF ファイルによるものとする)。

また、完備されていない書類は一切受け付けないので留意すること。

書類名称	様式	原本 (紙媒体)	電子媒体
企画提案参加申込書	様式第4号	1部	-
企画提案書 ※1	様式第5号	1部	0
契約実績届出書 ※2	様式第6号	1部	-
見積書 ※3	様式第7号	1部	-
事業者概要	様式第8号	1部	-
業務工程表 ※4	任意様式	1部	-

直近の法人事業税(地方法人特別税を含む)の	各1部	-
納税証明書・納税証明書その1 (法人税)・納		
税証明書その1 (消費税及び地方消費税)		

※1 提案内容については、仕様書等を踏まえ、次の 「6(2)企画提案書の作成方 法」で示す項目について記載すること。

様式のサイズはA4とすること。

原本には会社名を記載し、電子媒体で提出する資料には一切記載しないこと。また、提案内容で会社(応募者)が推測できるような記載は避けること。

- ※2 平成27年度から令和6年度までに地方公共団体から受託している公開型GIS、統合型GIS及び窓口閲覧システム導入業務について、公開型GIS及び統合型GISは最大16件、窓口閲覧システムは最大4件記載すること。なお、契約書(鑑)の写しを提出すること。
- ※3 見積書は、仕様書等及び本実施要領9ページ「6(3)見積書の作成方法」を もとに積算し記載すること。また「1(7)委託料上限額」に記載した6年間の 総額と各年度の内訳を超えないこと。見積書の金額が委託料上限額を超過した 場合は失格とする。
- ※4 業務工程表の作成方法
 - ① 仕様書等に基づき、具体的な業務工程表を作成すること。
 - ② 国分寺市公開型GIS及び統合型GIS等導入・運用保守業務において、各工程における市と受託者の役割分担を明示すること。

(2) 企画提案書の作成方法

① 仕様

- ア A4判両面印刷、横書き、用紙方向は縦使い、左綴じで製本し、表紙を除き50ページ以内とし、通しのページ番号を付すこと。
- イ A3判の資料を挿入する場合は、片面印刷でA4サイズにゼット折とし、 A4判2ページ換算とする。
- ウ 提案は文章での表現を原則とし、文字の大きさは原則 10.5 ポイント以上 とする。
- エ カラー印刷は可とし、文章を補完するために必要な概念図や表、イメージ図等を使用し、考え方を簡潔明瞭に記載すること。
- オ 参加者を特定することができる内容(具体的な社名等)を記載しないこと。

② 提案内容

仕様書の内容を踏まえ、以下の事項について提案すること。なお、提案書への記載順も以下のとおりとする。

提案項目	記載内容
システム全体	・ 本業務に対する理解及び公開型GIS、統合型GIS、建築計画
内容	概要書等窓口閲覧システムの運用方法などのサービス全体像や代
	表的な機能について視覚的にわかりやすく明示すること。
	・ 公開型GIS、統合型GIS、建築計画概要書等窓口閲覧システ
	ムの連携方法が効率的に示されているシステムになっているか明
	示すること。
公開型GIS	・ 公開型GIS導入による行政サービスの向上について、利用画
	面・図等を用いながら、有効な提案かつ具体的な効果について明
	示すること。
	・ 市民や事業者等が情報収集が容易にできるユーザーインターフェ
	ースとなっているか明示すること。
統合型GIS	・ 地図情報の分析等の機能について明示すること。
	・ 職員が容易に情報収集、分析ができるユーザーインターフェース
	となっているか明示すること。
建築計画概要	・ 建築指導課の窓口利用者が操作しやすいシステムとなっているか
書等窓口閲覧	明示すること。
システム	・ 職員の手を介さずに完結できるシステムとなっているか明示する
	こと。
災害時等への	・ タブレットを用いた現場調査等の日常業務や、災害時の現場状況
対応	把握等の外部からデータ転送等が必要な業務において、利用シー
	ンをイメージできるよう明示すること。
	・ 災害時におけるGIS活用について、被災情報の集約、現場調査
	職員からの被災情報登録、現場職員と庁内の情報の共有ができる
	システムとなっているか明示すること。
	・ 大規模災害時における情報システムの継続性や復旧体制は十分で
	あるか明示すること。
運用・保守	・ 通常時及び障害発生時の対応について、受付から復旧までの体制、
	役割(ヘルプデスク・窓口一元管理等)について明示すること。
	・ 仕様書で定義した SLA について明示すること。
情報セキュリ	・使用するデータセンターについて明示すること。
ティ	システム機能によるセキュリティ対策について明示すること。
データ整備	・ 職員でも日常的にデータ更新を行うことを想定したデータ搭載手
	法になっているか明示すること。
公開型GIS	・ 他自治体での導入事例について具体的に明示すること。
導入事例	

統合型GIS	・ 他自治体での導入事例について具体的に明示すること。
導入事例	
窓口閲覧シス	・ 他自治体での導入事例について具体的に明示すること。
テム導入事例	※建築計画概要書等以外の窓口閲覧システムも可とする。
本市の環境で	・ 本市の職員が業務で使用する端末、及び庁内のネットワーク環境
の動作	においてシステムが問題なく動作するか、他自治体での運用事例
	等を用いて、具体的に明示すること。
	※1参考:職員が使用する端末
	①Dynabook G83/KW
	OS: Windows11 Pro
	CPU: Intel Core i5-1235U
	メモリ:8GB
	ストレージ: SSD 256GB
	②Dynabook V83/KW
	OS: Windows11 Pro
	CPU: Intel Core i5-1240P
	メモリ:8GB
	ストレージ: SSD 256GB
	※2参考:庁内ネットワーク
	LGWAN 主系: ギャランティ/30M 従系: ギャランティ/30M
業務実施体制	・ 本業務委託の作業体制及び各作業従事者の氏名、役職、所属、役
	割、業務経歴や資格等について明示すること。
スケジュール	・ 想定する全体の作業工程、進捗管理、プロジェクト管理方法につ
	いて明示すること。
拡張提案	・ 本市においては、令和8年度以降に東京都の建築確認等電子シス
	テムとの連携を検討している。当該システムとの連携可能性とと
	もに、その他、将来を見据えた拡張提案について、具体的に明示
	すること。
	※1本業務委託に含まない機能も可とする。
	※2本業務委託の予算額に限定しないものとする。
独自提案	・ システムの機能や運用保守、業務実施体制等について、追加費用
	を必要とせずに、自社独自でできる提案を具体的に明示すること。

(3) 見積書の作成方法

- ① 見積書は、仕様書等(国分寺市ホームページに掲載の国分寺市委託契約約款を含む)を基に積算し記載すること。
- ② 見積書の金額は、税込・円表示で、消費税及び地方消費税を含む額(消費税及び地方消費税の合計税率は 10%とする)とし、「1(7)委託料上限額」に記載した6年間の総額と各年度の内訳を超えないこと。見積書の金額が委託料上限額を超過した場合は失格とする。
- ③ 契約締結前の協議に係る費用は「11(1)⑤費用の負担」に示すとおりとする。
- ④ 参加者の責務によらない社会的経済的動向等の経費変動リスクについては、 契約締結後の協議により勘案するものであることから、参考見積額に含めない こと。

(4) 提出上の留意事項

- ① 企画参加意思表明書が提出されていない者の企画提案書は、受理しない。
- ② 様式は本実施要領によることとし、様式に合致しない場合は、受理しない。
- ③ 企画提案書を受理した後は、その追加及び修正は認めない。ただし、市が必要と認める場合は、追加の資料提出を求める場合がある。
- ④ 著作権は、それぞれの提案者に帰属する。
- ⑤ 事務局は、事業者選定の作業に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- ⑥ 提出された提案書の返却は行わない。

(5) 提出方法

下記提出期限までに原本を直接又は郵送で提出すること。

(6) 提出場所

国分寺市まちづくり部まちづくり計画課

- ※持参する場合は、必ず事前に電話すること。
- ※郵送する場合は書留郵便とし、令和7年5月30日(金)までの消印となるよう発送すること。併せて、電話等により事務局へ送付した旨の連絡を入れること。

(7) 提出期限

令和7年5月30日(金)午後5時まで

受付時間:土日を除く午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時まで※期限内に企画提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

7 質問・回答

(1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、質疑の内容を簡潔に記した「質問書」(様式第3号)を使用し提出すること。

なお、以下の場合による質疑は受け付けないので注意すること。

- ・ 電話等口頭での質疑
- ・ 問合せ期間外の質疑
- ・実施要領等に記載されていない事項に関する質疑

(2) 提出方法

質疑は、E-mail により行うものとする。

E-mail 送信後に、送信した旨を事務局まで電話で連絡し到達確認を行うこと。 事務局アドレス: machikeikaku@city.kokubunji.tokyo.jp

(3) 提出期間

令和7年4月25日(金)から令和7年5月16日(金)午後5時まで

(4) 回答方法

令和7年5月21日(水)午後5時までに企画提案参加意思表明書を提出している全者に対してE-mailにて通知する(回答には事業者名を表示しないものとする)。

8 事業者説明補足資料の提出

第二次審査において、各事業者30分の説明時間と10分の質疑応答時間を設ける。 この説明用として、スクリーンを会場に用意するので、希望する事業者はプレゼン テーション用ソフト等を使用した説明を行うことができる。

第二次審査において、プレゼンテーション用に説明補足資料を使用する場合は、 下記のとおり、紙媒体又は電子媒体により資料を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

紙媒体で10部、又は電子媒体(CD-R 又は DVD-R)で1枚提出すること。なお、 完備されていない書類は一切受け付けないので留意すること。

(2) 作成方法

作成にあたっては企画提案書の内容を変更してはならない。 なお、説明補足資料は、企画提案書の提案項目及び記載順と同様とすること。 提出媒体ごとの作成方法は次のとおりとする。

① 紙媒体

第二次審査の際に、審査委員が手持ち資料として閲覧できるように、説明補足資料をA4判、横長、片面、横書きで作成し、提出すること。作成上限としては、50ページ以内(表紙を除く)とする。

なお、説明補足資料の1枚目に、「提出書類受領書」に記載のある整理番号を 右下に20ポイントで記載すること。また、事業者名等応募者を特定できるよう な記載を行わないこと。

② 電子媒体

上記紙媒体と条件を同じとし、プレゼンテーション用ソフト等により再構成して作成しても構わない。ただし、動画は不可とする。なお、PDFファイル化したものも併せて提出すること。

(3) 提出方法

書類一式(紙媒体又は電子媒体を記録したもの)を封筒等に入れ、直接持参又は郵送によること。なお、宛名面に「説明補足資料在中」と朱書すること。

(4) 提出期間

令和7年6月17日(火)から令和7年6月23日(月)午後5時まで 受付時間:土日を除く午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時まで

(5) 提出場所

国分寺市まちづくり部まちづくり計画課

- ※持参する場合は、必ず事前に電話すること。
- ※郵送する場合は書留郵便とし、令和7年6月23日(月)までの必着となるよう発送すること。併せて、電話等により事務局へ送付した旨の連絡を入れること。

(6) 留意事項

提出書類について、郵送による提出をした場合の不達及び遅配を原因として提 案者に不利益が生じても、国分寺市はこの責めを負わない。

9 審査方法及び審査結果の発表

(1) 審查

事業者選定にかかる審査(第一次審査及び第二次審査)は、「国分寺市公開型GIS及び統合型GIS等導入・運用保守業務委託事業者選定審査委員会」

(以下、「審査会」という。) が行う。

(2) 選定方法

本プロポーザルの選定は、第一次審査で提出された書類を採点方式により審査した後、第二次審査においてプレゼンテーション、システムのデモンストレーション及び質疑で総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

① 第一次審查

- ・第一次審査は、企画提案参加意思表明書及び企画提案参加申込書等を提出した者のうちから、書類審査により第二次審査対象となる者を選考する。第一次審査通過者は、第一次審査の得点の上位4者以内とする。
- ・なお、4位の得点である事業者が2者以上となった場合は、採点用別表【第一次審査】に記載する評価項目「公開型GIS導入事例」を比較し、その得点が高い順に選定する。なおも同点である場合は評価項目「統合型GIS導入事例」の高い事業者を選定し、なおも同点である場合は価格点の高い事業者を選定し、価格点も同点である場合は審査会の決定によるものとする。
- ・審査は、非公開とする。
- ・第一次審査終了後、提案者全てに対して事務局から令和7年6月16日(月) (予定)に様式第9号で郵送にて通知する。ただし、通過者にはあわせて電 話又はメールで通知する。
- ・公平性の確保のため、第一次審査は提案書に提出者名を記載せず、整理番号 にて審査を行う。

② 第二次審査

- ・第二次審査は、第一次審査通過者がプレゼンテーションによる説明及びシステムのデモンストレーションを行い、これに対し、審査会が質疑を実施し、優先交渉権者を選定する。
- ・実施日は令和7年6月24日(火)を予定しているが、詳細の場所や時間については通過者に対し別途通知する。
- ・優先交渉権者1者、次席者1者を選定する。
- ・審査は、非公開とする。

③ 優先交渉権者1者選定方法

第二次審査では、プレゼンテーション、システムのデモンストレーション及び質疑の内容を基に審査会の各委員が評価項目に基づく評価を行い、第一次審査及び第二次審査の合計得点の最も高い者を優先交渉権者として選定し、次点の判定をした者を次席者として選定する。この場合、優先交渉権者及び次席者ともに得点が総合点数の6割以上であることを条件とする。なお、合計得点が同点である参加者が2者以上となった場合は、第二次審査の得点が高い順に選

定し、第二次審査の得点も同点である場合は審査会の決定によるものとする。

④ 審査結果の通知・公表

審査会終了後、結果を令和7年6月26日(木)(予定)に様式第10号で郵送にて通知する。ただし、優先交渉権者にはあわせて電話又はメールで通知する。あわせて本件契約締結後、市のホームページで次の内容を公表する。

- ・プロポーザル実施要領
- ・国分寺市公開型GIS及び統合型GIS業務委託仕様書
- 契約締結事業者の企画提案書
- · 評価集計表

なお、国分寺市情報公開条例(平成11年条例第33号)第9条各号に該当する恐れのある資料については、公表しない。ただし、同条第2号又は第3号に該当する情報については、契約締結事業者の了承を得た場合のみ公表する。

⑤ 審査結果に係る説明

優先交渉権者にならなかった者は、その理由について次のとおり書面(任意様式)により国分寺市に対し、説明を求めることができる。国分寺市は、前述の者から説明を求められたときは、令和7年8月15日(金)までに理由説明書により通知する。

- ・提出期限は、令和7年8月1日(金)午後5時まで。
- ・受付時間は、土日祝日を除く午前8時30分から正午及び午後1時から午後 5時まで。
- ・提出場所は、事務局へ持参提出のこと。

(3) 事業者説明方法

- ① 企画提案書及び補足説明資料によるプレゼンテーション、システムデモンストレーション及び審査委員による質疑応答を行う。
- ② 企画提案書及び補足説明資料によるプレゼンテーションとシステムデモンストレーションは合わせて30分以内とし、質疑応答は10分以内とする。
- ③ 説明者は配置予定技術者2人及び他4人の計6人以内(機器の準備及び操作をする者も含める)とする。なお、2人以内であれば外部協力会社の出席も可とする。
- ④ プレゼンテーションに使用する資料は企画提案書及び説明補足資料に限るものとし、それら以外の資料を使用した場合は失格とする。
- ⑤ プレゼンテーション及びシステムデモンストレーションにパソコンを使用する場合は、HDMI 出力端子を持つ機器等及びモバイルルーター等のネットワーク機器等を各自で用意し、会場のスクリーンに投影すること。

- ⑥ 参加者は、審査時の説明に際して事業者名を伏せることとする。そのため、審 査時に事業者名等が特定できるような衣類やバッジ等は着用しないこと。
- ⑦ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の到着日順(郵送の場合は消印で確認する)とし、到着が同日同時刻の場合は、提案者の五十音順とする。

(4) 失格事項

次に該当する者は、失格とする。

- ① 提出書類等、本プロポーザルに関して虚偽の事実が判明した者
- ② 提出書類が不足している者
- ③ 提出書類の作成及び提出方法、提出期限を守らない者
- ④ 許容された表現以外の説明方法を用いた者
- ⑤ 提出書類等に関し故意に提案者が判別できるようにした者
- ⑥ 参加資格がなく提出書類を提出した者
- (7) 審査会委員又は事務局関係者に対し本計画に関する不正な接触を求めた者
- ⑧ 審査において、指定された時間に遅れた者
- ⑨ 第三者の著作権を侵害する提案をした者
- ⑩ その他、審査会が不適格と認めた者

10 審查項目 (評価基準)

(1) 評価項目等

審査基準、審査基準別表を参照すること。

(2) 参加に係る費用

プロポーザル企画提案書等の作成に要した一切の費用は、参加者の負担とする。

11 その他

- (1) 契約方法
 - ① 優先交渉権者との契約の流れについて 市は優先交渉権者に選定された者と協議し、委託業務に係る仕様を確定させる。
 - ② 契約交渉及び見積書の提出 市は、優先交渉権者に選定された者と契約交渉を行い、見積徴収を行う。
 - ③ 合意に至らなかった場合

優先交渉権者と契約条件等で合意に至らなかった場合、本プロポーザル終了後に失格事項に該当することが判明した場合、又は地方自治法施行令第167条の4第1項の規定のいずれかに該当する場合には契約締結を行わないこととし、次席者と契約締結の交渉を行う。

- ④ 業務委託契約に関する事項 契約は、国分寺市契約事務規則の規定による。
- ⑤ 費用の負担 契約に当たって協議に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。また、次席

者と契約締結交渉を行う場合には、協議に要する費用は次席者の負担とする。

(2) その他

- ① 本プロポーザルに提出された書類の提出後における内容の変更は認めない。
- ② 本募集は、1者以上をもって成立とする。第一次審査及び第二次審査の合計点数の最も高い応募者を優先交渉権者とする。この場合、総合点数250点の6割以上であることを条件とする。
- ③ 市は、提案書について本プロポーザルに参加した企業等から国分寺市情報公開 条例の規定に基づく公開請求があった場合は、同条例に基づき公開・非公開の 判断を行う。
- ④ 提出された書類は、選考作業に必要な範囲等において複製する場合がある。
- ⑤ 提出された書類等一式は、返却しない。
- ⑥ 提案書に記載された配置予定技術者は、病休・退職・死亡など極めて特別な理由を除き変更することはできない。変更することがやむを得ない場合は、市の承諾を得ること。
- ⑦ 優先交渉権者は市のホームページで公開する。
- ⑧ 本プロポーザルに係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに関する公表及び市が必要と認める場合には、提出された書類等を無償で使用できることとする。
- ⑨ 本プロポーザルの作成のために市より受領した資料は、市の了解なく公表・使用することはできない。
- ⑩ 提出書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法の規定により認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。また、第三者の著作権に関する責めは使用した提案者が全て負うこと。
- 部審査結果についての異議申し立ては認めない。
- ② プロポーザル参加意思表明書提出後、プロポーザル提案書が提出されない場合は辞退と見なす。
- ③ 参加表明書提出以降において、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届(様式第2号)により辞退の申し出を行うこと。